

全国食育推進ネットワーク規約

第1 目的

この規約は、食育に係る幅広い関係者が参画するネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)を構築し、会員相互の情報交換等を通じ、それぞれの活動を生かしながら、連携・協働することで、取り組む食育の質の向上と食育を推進する体制の強化を図り、国民運動として、より一層の食育の推進に資することを目的とする。

第2 名称

本ネットワークの名称は、「全国食育推進ネットワーク」(愛称:みんなの食育)とする。

第3 会員

本ネットワークの会員は、食育に取り組んでいる者又は食育に関心のある者で、本ネットワークの目的に賛同する機関、団体、企業、学校、農林漁業者、学校関係者、個人等とする。

第4 幹事会

事務局は、必要に応じ、幹事会を設置し、本ネットワークの運営に関する検討を行う。

第5 活動内容

本ネットワークは、次に掲げる活動を行う。

- (1)食育に関する情報の情報発信及び情報収集
- (2)食育に関する会員相互の情報交換及び連携
- (3)会員同士が連携・協働した、食育の取組の実施
- (4)その他本ネットワークの目的を達成するために必要な活動

第6 入会及び退会

入会を希望する者は、加入申込みフォームへに入力し、又は加入申込書を事務局に提出するものとし、退会を希望する際は、事務局に申し出るものとする。

ただし、事務局は、公序良俗に反する場合など本ネットワークの適切な運営に支障が生ずるおそれがある場合には、参加の拒否又は会員登録の削除ができるものとする。

第7 経費

本ネットワークへの参加に当たり、入会金、会費等は徴収しない。

ただし、本ネットワークの活動のために必要となる経費(交通費等)については各会員が自ら負担するものとする。

第8 個人情報の取扱い

本ネットワーク会員の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の個人情報に関する法令の規定に基づき、事務局で適切に管理し、会員の許可なく第三者には提供しないものとする。ただし、法令に基づく場合、人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合、又は事務局が本ネットワークの目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いの全部若しくは一部を委託する場合は、この限りでない。

第9 事務局

事務局は、農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課に置く。